

進入表面等について

(1) 全ての空港に設定するもの

- 進入表面 : 進入の最終段階及び離陸時における航空機の安全を確保するために必要な表面
- 水平表面 : 空港周辺での旋回飛行等低空飛行の安全を確保するために必要な表面
- 転移表面 : 進入をやり直す場合等の側面方向への飛行の安全を確保するために必要な表面

(2) 東京・成田・中部・関西国際空港及び政令空港(※)において指定することができるもの

- 円錐表面 : 大型化及び高速化により旋回半径が増大した航空機の空港周辺での旋回飛行等の安全を確保するために必要な表面
- 延長進入表面 : 精密進入方式による航空機の最終直線進入の安全を確保するために必要な表面
- 外側水平表面 : 航空機が最終直線進入を行うまでの経路の安全を確保するために必要な表面

※政令空港・・・釧路・函館・仙台・大阪国際・松山・福岡・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・那覇

進入表面等の例(政令空港等)

東京・成田・中部・関西国際空港及び政令空港における進入表面等の例

滑走路長3000mで精密進入の空港の場合

